（別添２）

**消費者教育教材を使った講師派遣事業　＜講座内容の例＞**

　※ 　　　は教材の種別（め：『めざそう！消費者市民』、扉：『社会への扉』）とページです。

　　　『めざそう！消費者市民』：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/keihatsu/kyouzai28.html>

　　　『社会への扉』：<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/>

 ※ 下記は一例です。『めざそう！消費者市民』を使用した授業、『めざそう！消費者市民』と『社会への扉』を

併用した授業など各校のご要望に応じます。テーマ設定やワークショップの活用などについても相談に応じます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| テーマ | １．若者によくある消費者被害 | ２．キャッシュレス決済 | ３．商品安全 |
| ※テーマ１．２．は　 分を想定。テーマ３は　 分を想定10050 | **〇契約クイズ め P10** ・契約とは・契約の成立**〇成年年齢引下げ**・未成年者取消権・成年になるとできること | **〇クイズ 扉 P1～2** ・契約の成立・身近な消費生活におけるルールやポイント・キャッシュレス決済 | **〇クイズ 扉 P1～2、9** ・契約の成立・身近な消費生活におけるルールやポイント・若者に多い消費者トラブルと対処法・製品事故 |
| **〇若者によくある消費者被害 め P12** ・被害事例の勧誘方法の特徴や問題点（ワークシー）・トラブルにあわないためのポイント（ワークシート） | **〇クレジットカードとキャッシュレス決済** **め P17** ・キャッシュレス決済の特徴・メリット、デメリット・トラブルにあわないためのポイント（ワークシート） | **〇商品安全 め P4～7** ・表示・広告における問題点・表示・広告に関する法律・規制・情報リテラシー |
| **〇若者によくある消費者被害 め P12** ・消費生活相談窓口・消費者市民社会 | **〇消費生活センタ―について知ろう！** **扉 P10** ・消費生活相談窓口・消費者市民社会 | **〇消費生活センタ―について知ろう！** **扉 P10** ・消費生活相談窓口・消費者市民社会 |